

「利根川水系鬼怒川河川整備計画（原案）」に対する公聴会

日 時：平成28年1月17日（日）11:30～11:50

会 場：①国土交通省関東地方整備局下館河川事務所

発言者：公述人1

茨城県の取手市から参りました■■でございます。本日は公述の機会を与えていただきありがとうございます。

私は、利根川流域市民委員会というところに所属しておりまして、ここ十数年来、利根川水系のですね河川整備計画あるいは基本方針そうしたものに勉強をしております。その上でこの鬼怒川の治水計画については大変危ういものであるということを認識しながら来ました。その上で今回の水害でございます。私は以下述べますが、結論から申し上げますとこの水害はすべて国の責任に帰するものと考えています。そしてその原因が何であったかということをしつかりと総括した上でなければ新たなる河川整備計画に入っていくことは不可能だと、このように思いその旨を陳述をいたします。このお配りしたセグに沿って脱線はしますがお話しさせていただきます。

鬼怒川の上流にはご存じのように川俣、川治、五十里そして2012年に湯西川ダムが完成しています。そしてこれらのダムを完成させていくために治水計画が何度か立てられています。今、その黒四角の下にABCという表がございます。これは湯西川ダムが計画される以前それと計画された段階、そしてそれを修正したその違いをここに示しています。1973年の計画では湯西川ダムの計画はございません。存在するのは川治、川俣、五十里ダムの3つでございました。その3つのダムで100年に1回の洪水、基本高水が8,800トン毎秒、毎秒8,800トン流れるとされています。そしてその3つのダムでの調節効果が2,600トン、石井地点、これは洪水観測地点ですが、基準点ですがここで6,200トン毎秒流れる。そして利根川に注ぐ水海道地点で5,000トン流れる。これが3つのダムがあったときの計画でございます。2番目のBは、ここでは湯西川ダムが計画されました。湯西川ダムを計画するに当たってどのような治水計画があったかとすれば、これは1985年になりますが、基本高水は変わりません。8,800。そしてダムの調節計画、流量、なんとこれも2,600トンのままです。当然石井地点も変わらず、水海道地点も変わりません。5,000トンのままです。いかに湯西川ダムを造りながら、その3つのダムの効果と4つのダムの効果が何にもかわらないという計画をここで立てているのです。これほどずさんなことがあるのでしょうか。これは小学生が立てたってこんなことはしません。そして2004年からの湯西川ダムの裁判が起きています。その中でこの問題が強く突き詰められます。そして2006年の計画ではここで初めて湯西川ダムの効果を計画の中に入れました。基本高水は変わりませんがダム調整流量を2,600トンから3,400トンに変えました。当然のことながら石井地点が5,400トンというふうに減ります。ところが水海道地点での利根川へ注ぐ流量は5,000トンのままです。これもまた極めてご都合主義じゃありませんか。なぜこんなことを平気でするかということは、これはわたくしの推測ですが、この利根川本川に入ってから下流方向に向かってこの2006年までの利根川の計画の中にはですね、小貝川の合流地点に利根川放水路というものが昭和の初めから計画されて、毎秒3,000トンそのまま東京湾に流すという計画が残ってました。ここで湯西川ダムの効果が出てしまえばその利根川放水路はいらなくなってしまう。これは国の計画としては相当重大なものだろう、そのことでこの5,000トンが変わらなかったんだろう。このように認識しています。

そしてCのところで、ここでもまだ変えられない。これはやはりそれがまだ残っていた。で利根川放水路はその段階では消えますが、その下に、印旛沼を経由する新しい利根川放水路が計画されてきている。それらの利根川水系全体にこの湯西川ダムが不要であるという結果を出すわけにはいかないというのがこの計画の実態じゃないですか。このような計画を立てている中で、果たして流域住民の安全が保たれるか、そんなことはとても不可能であったらうと、この計画そのものが示している。このように思うのです。そして、この計画の中で最もずさんであったのが堤防の整備です。この表、グラフをご覧になっていただきたいのですが、まず鬼怒川の特徴は上中流部、つまり栃木県側の方においては川幅が大変広い、しかし茨城県、下流部に入ってきますと極めて狭くなります。つまり800mぐらいあった川幅が300m、400mという風に狭まってくる。当然洪水だから上がってくるのは承知の上のことです。このグラフで見ますと上の黒丸の点線、これが河川基本方針の高水高です。これの上についている、この折れ線が上にあるところはそれを超える整備がされている、それを下回るところはその整備に達していない。この2015年9月10日のあそこの三坂の部分は、この四角でくくってある。このように遙かに堤防の整備が遅れている場所です。これは2007年の図です。したがって、尚且つこれは国土交通省が作っているものです。ですから堤防整備がされていないということは、国は十分承知の上であったということです。その下に2009年の8月に■■■■さんが湯西川ダムの裁判において意見書を提出しております。読みます。鬼怒川中流部はほとんどのところすでに十分な流下能力を有しているのに対し、下流部は状況ががらりと変わる。必要な流下能力を十分大幅に下回っている区間が多く、河道整備が非常に遅れている状況にある。巨額な河川予算1,840億円が投じられる湯西川ダムを中止し、その予算で鬼怒川下流部の河道整備を速やかに進めるべきである。この意見は、■■■さんは、国交省のデータを元に話しているわけです。つまり国土交通省は■■■さんが指摘する以前にこのことは承知しておったということです。では、このように河川整備が遅れている状況の中で何がなされていたのか。鬼怒川の河川堤防の整備率というのは、この洪水以前は、茨城県内は17.4%の整備率です。ほぼ整備されていないに等しいです。そして上流の栃木県内は62.7%整備されている。この上下流のバランスの悪さというのは大変なことじゃないですか。そして、では、その治水計画に対する治水負担金は茨城県は111億円負担しています。栃木県は87億円です。この多く負担している茨城県側の方が堤防の整備が悪い、こんなことが平然と行われている。これはダムに偏重していく国の政策の誤りであると同時に、茨城県のともかく国のいうことに対して何のチェックもしない、住民、県民の安全を守るという意識がないままに治水負担金を払っている。あるいは計画をチェックしない、この2つの不作為そのものの結果が今回の洪水に直結しているとわたしは思っています。もしこれらのものが、きちんと堤防整備に、湯西川ダム以前に堤防整備にまわされていれば今回の事態は、そこまでの大きな被害にはならず済んだらう。こういう風に思うのです。で、危険な堤防を放置したまま国は何をやっていたのか。利根川の河川整備計画、本来は利根川水系全体で河川整備計画を立てるはずでした。ですから、利根川本川と江戸川や、ごめんなさい、小貝川、鬼怒川、渡良瀬川あるいは霞ヶ浦、こうしたものは同時に検討されるべきものでした。つまり、鬼怒川は利根川本川に流れ込んでいきます。そうすれば利根川本川に影響を与えることは間違いない。同時に利根川は江戸川に分派していく。こういうような関係の中ですから、水系全体で計画を立てなければならないのに、国は突然に本川、利根川本川と江戸川だけの整備計画を決めてしまいました。その目的は、八ッ場ダムと江戸川のスーパー堤防を位置付けるためでした。そのために本来全体として検討しなければならない鬼怒川の整備計画が今頃になって案が出てくるという、こういう事態が起きているわけです。八ッ場ダ

ムは、こうしている間に本体工事に入りました。4,600億円の事業費です。スーパー堤防に至っては、この完成するまで数百年かかるといわれ、尚且つ1㎡、1m当たり数千万円もかかる。こんなとんでもない工事がもうすでに始まっているんです。その間に鬼怒川の堤防は放置されたままでした。これは利根川水系全体としてみれば、いかにこの鬼怒川下流部に対して不作為であったかという何よりの証拠じゃないですか。これを責任なく、このまま済ませ、新たな整備計画を立てるということは、わたしは許されません。このように思います。そして、堤防の強化策につきましては、わたしたちは耐越水堤防の採用を求め続けて参りました。スーパー堤防に頼るのではなく、ダムだけに頼るのではなく、仮に越水しても決壊しにくい、つまり越水しても決壊しなければですね、それほど大きな被害はない。あるいは十分に避難をする時間が稼げる。そのためにはそういう堤防整備が必要ではないか。そう何回も申し入れてきました。しかし国は、土堤原則、堤防は土で造るんだ。これを振りかざしてスーパー堤防以外はない。ダム以外はない。固く拒んできました。そして今回新たな整備計画案の中には堤防の整備が入っています。しかし、私たちはこれを見て、これでは越水には耐えられない。何よりも堤防の、住宅側の法面の一番低部にある。そこからパイピング現象が起きてくることは、これは当たり前の知識としてあるはずで、そこでの強化が極めて疎かである。こういう状態の中でまだまだ土堤主義に拘っているという限り安全ではないだろうという風に思うのです。そして、しかしながら国は実はこの耐越水堤防を造っていました。元建設官僚の■■さんは、1998年にすでにそれを完成している。そして1999年には、現実に雲出川で1.1キロ実施しているんです。そして、これが消えていきます。2002年ぐらいにこの計画を国は引っ込みます。それは川辺川ダム裁判によって堤防の強化が必要である、それでいけるではないかという方向がどんどん出てきてしまう、このままではダムは造れないとそう感じた国はこの耐越水堤防計画を引っ込めてしまっただけで今日に至っています。こういうようなずさんな、そして大きな巨大工事をするためだけの治水計画を未だに振りかざしている限り、私たちは安心してこの堤防の側に住むことはできない、このように思うんです。その最後には流域治水という考え方があります。何よりも住民の参加をもって、どのような形で堤防は守るべきなのか、避難をすべき時はどうなのか、今回も住民の参加とっていますが、住民も一緒に守ろうというだけであって、住民の意見をどれほど聞くのか、このところが極めて疎かになっています。まず急ぐべきは、耐越水堤防が必要であるということは、もう今回の水害で明らかであります。さらに八間堀川の排水、これに問題を抱えたように排水ポンプ、そうしたものの充実が何よりも急がれます。私はどうしてもこの国が巨大な構造物に頼っていく河川整備計画、こういうものをしていく限り、本当の意味でも住民の生命、財産は守れない、このように思います。まずこれまでの計画をきちんと総括する。それから始めていただきたい。以上であります。